

平成25年(ワ)第38号等 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

2017(平成29)年3月21日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 菊 池 紘

(3800人を数える原告はなにを求めたか)

この2月9日に一人の原告が亡くなりました。●●●●さんです。重い病のため死を覚悟して知人友人へ残した「お礼」という文章で●●●●さんは書いています。

「あと数年で教員生活が終わる2011年3・11が起きました。それからの毎日は微力ながら国と東電を相手にたたかうことが新しい目的になりました」と。そしてその生きた証として「社会に少しはましなことを一つくらいはしたのかなという思いです。そして最後まで私を支えてくれた皆さまとのつながりです。孫の成長を見たかった。裁判を見届けたかった。・・・ここまででした。」と記しています。死を覚悟したとき、裁判を終わりまで見届けたかった。判決をこの手にしたかったと書いているのです。

この●●●●さんは1年前にどういうことをいっていたでしょう。ちょうど1年前の3月の短い文章の末尾にこう書いています。「ふるさとが壊され、そこでの人間の営みが壊され、それでも誰も謝罪しないで済んでいるこの社会、それは許される

ことではない。これ以上福島のことを他の人々にさせてはならない」「そのため、今生業訴訟の原告団に加わっています」と。

これを書いた1年後のこの2月に●●さんは病気のため亡くなりました。

福島の人々にもたらされたかつてない被害について、誰も法的な責任を取ろうとしない。その無責任なあり方が許されてはならない。これを変えて責任ある者にきちっと責任をはたさせる。被った被害について完全な賠償をさせる。そうしてはじめてこの国とその社会の未来が開ける。こう考えて、3800名の原告がここに集っているのです。

(リーディングケースとして歴史を画する判断を)

3800人の原告ら、そして福島の人々が被った多様で深刻な被害について現地で検証が行われました。小雨交じりの中、傘も差さないで真剣に検証を進め、原告らの説明を真摯に理解しようとした裁判官の姿は、その場の原告らに強い印象を残しました。そして、このことはくり返し原告らの間で語り継がれてきました。

本件原発事故の被害救済を求める類似の訴訟に先駆けて、そのリーディングケースとなるとの意気込みのもと、浜通り・中通りの2回の検証期日で現地に赴き、被害実態を、つぶさにその目で見ていただきました。ここでは、リーディングケースとして、この裁判の判決が歴史的意味を持つようとしているのです。

被告国（行政）が法的責任はないとして、被害者に対し必要な救済の道を閉ざそうとしているいま、加害者の責任を明らかにし、個々人ひとり一人の被害を完全に救済することを通じて正義を明らかにすることは、もっぱら司法の肩にかかっています。

原告ら代理人はもちろんのこととして、広く被告国の代理人、被告東京電力の代理人を含め、司法に携わる者すべてがその役割を果たすことを問われています。厳しい論戦を通じて事実と論理による正しい結論を導き出すべき役割を担っているからです。

原告●●●●さんは、死を逃れられないと覚悟して残した一文の最後に「裁判を見届けたかった」と書いています。そして、3800名の原告は正義の判決を待ち望んでいます。この裁判では、原告らの訴えに正面から応え、落ちこぼれる者なく被害者をもれなく救済することで、初めて、真の意味でリーディングケースとしてこの国と社会に向き合うこととなります。そうしてこそこの判決は歴史的なものになるのです。

以上